

会 議 録

会 議 名 (審 議 会 等 名)	(仮 称) 川 西 市 手 話 言 語 条 例 制 定 検 討 部 会		
事 務 局 (担 当 課)	福 祉 部 障 害 福 祉 課 内 線 (2 6 5 6)		
開 催 日 時	令 和 3 年 9 月 2 1 日 (火) 午 後 6 時 ~ 8 時		
開 催 場 所	市 役 所 2 階 2 0 2 会 議 室		
出 席 者	委 員 (敬 称 略)	下 司 部 会 長、岩 本 委 員、種 池 委 員、中 濱 委 員、中 井 委 員、岡 坂 委 員、 秋 山 委 員	
	そ の 他		
	事 務 局	山 本 福 祉 部 長、高 塚 福 祉 部 副 部 長、斎 藤 障 害 福 祉 課 長、熊 井 課 長 補 佐、高 田、川 口	
傍 聴 の 可 否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ 不 可 ・ 一 部 不 可	傍 聴 者 数	6 人
傍 聴 不 可 ・ 一 部 不 可 の 場 合 は、そ の 理 由			
会 議 次 第	1 . 開 会 2 . 市 の 検 討 結 果 等 に つ い て 3 . (仮 称) 川 西 市 手 話 言 語 条 例 (素 案) に つ い て 4 . そ の 他 5 . 閉 会		
会 議 結 果	別 紙 の と お り		

審 議 経 過

部会長	定刻になりましたので、ただ今から「第4回（仮称）川西市手話言語条例制定検討部会」を始めたいと思います。
事務局	まず、事務局より委員の出欠をご報告お願いいたします。 それでは、委員の出欠をご報告いたします。 ただいまの出席委員は7名です。 全員ご出席いただいておりますので、川西市障害者施策推進協議会規則第8条第7項に基づき、本日の検討部会は有効に成立しております。 なお、会議録を作成するため、本日の会議を録音させていただくとともに、会議録の承認につきましては、部会長にご一任いただきたく、あわせてご了承くださいますようお願いいたします。
部会長	また、本日傍聴の方もお越し頂いております。ろう者の方もいらっしゃいますので、発言の際はご配慮くださいますようお願いいたします。
事務局	それでは、本日の次第に沿って、進めていきたいと思います。 まず、次第の2「市の検討結果等について」です。事務局より説明をお願いいたします。 資料1をご覧ください。こちらは、前回の部会で条例素案についてご検討いただいた際にいただいたご意見と、それに対する市の検討結果をまとめたものでございます。 まず、1点目、条文を子ども向けの易しい表現にするなど、皆に分かりやすくした方が良くはないかというご意見でございます。 こちらにつきましては、条例制定後に、子どもや事業者等に啓発する際には、条文だけでなく解説を用いながら分かりやすい内容で説明することといたします。 次に2点目、説明部分に記載している「未だ手話に対する理解が十分ではなく、手話やろう者に対する正しい理解を深めていく」との文言を前文に追加して欲しい、とのご意見に対しましては、前文に追加することといたしました。 続きまして3点目、ろう者とは、手話を言語として日常生活を営む者とあるが、手話ができない人はろう者ではないのか。ろう者ではなく、聴覚障がい者とするべきではないか、とのご意見でございます。 こちらにつきましては、一般財団法人全日本ろうあ連盟の発行した資料によりますと、ろう者とは、「耳が聞こえない人々のうち、手話という母語を持ち、手話でコミュニケーションをとって、日常生活を送る人々のこと」と定義されておりますことから、修正せず、原案のままといたしました。 次に4点目、障害者差別解消法が改正され、事業者の合理的配慮の提供が

審 議 経 過

	<p>努力義務から義務が変わった。ろうあ協会、手話サークルも含めて、事業者や市と互いに協力しながら進めていきたい、とのご意見につきましては、障害者差別解消法の改正によって、民間企業も今後は義務として合理的配慮が求められることから、機会をとらえて市として啓発を行っていくこととします。</p> <p>続きまして5点目、第5条の市民の役割には、市に協力するよう努めるものとの規定があるが、事業者の役割を定めた第6条にはその規定がない。第5条のように市に協力する旨を入れてもいいと思う、とのご意見です。こちらにつきましては、事業者の役割を規定している第6条にも、第5条と同様に、市に協力するよう努めるものとする規定いたします</p> <p>次に6点目、最近行政が記者会見を開く際に、手話通訳をつけているのを目にするようになった。市が情報発信するときにも手話通訳をつけると規定してはどうか、とのご意見でございます。</p> <p>こちらにつきましては、新たに第8条として情報保障に関する条文を設け、手話による情報発信について規定することといたします</p> <p>最後に、手話に対する環境整備として、市として事業者をサポートする。市がろう者と協力して簡単な手話の映像を作成し、それを学んだ店のマップを作成するなどといったご意見でございます。</p> <p>こちらにつきましては、令和4年4月1日の手話言語条例施行後に、改めて具体的な施策についても検討していきたいと考えております。</p> <p>また、その際は、新たに規定する第9条の意見聴取に基づき、当事者の方々から意見をお伺いし、施策の推進を図ることといたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
部会長	説明は終わりました。この後、資料2を説明いただきますが、資料1について、質問があるかたはお願いします。
部会員	1の全体、子どもや事業者等に啓発する際には、分かりやすい内容で説明するとあるが、来年4月1日に始まる前から条例内容について手話の通訳を付ける作業は考えているか。
事務局 部会員	条例の公布と同時に、発表する際のことでしょうか。 4月1日以降ホームページとかで手話通訳を含めて、文字を流すだけではないような方法をされますか。
事務局 部会員	情報発信の方法、内容については、そこを含めて今後考えていきます。 そこが一番大事なので、お願いします。
部会長	条約でも、分かりやすい子ども版があったりします。動画のようにするのか、表示されるようにするのか、学校にどのように配るのか、色々な案があると思います。どのようにするかは、是非決めて頂きたい。

審 議 経 過

部会員	聞こえる人だけでなく、ろう者もいます。条例が文では分かりにくいので、手話通訳もぜひつけて欲しいです。
部会長	条文を単に載せるのではなくて、動画のような形で読み上げた内容を手話で通訳し常時みられるようにして欲しいということですね。
部会員	はい、そうです。
事務局	市民の皆様、子どもや事業者もふくめて、どのように情報発信するかは、今後検討していきたいです。
部会長	他にありませんでしょうか。 それでは次に、次第の3「(仮称)川西市手話言語条例(素案)について」です。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。資料2、手話言語条例素案をご覧ください。 こちらの資料は、前回の検討部会でご協議いただいた際の素案から、変更した箇所に下線を引いたものでございます。先ほど資料1でご説明いたしました内容に加え、市長との協議を踏まえて修正したものでございます。それでは、修正した部分についてご説明いたします。 まず、前文の4段落目でございます。こちらは、前回の検討部会でいただいた意見を元に、前文に「未だ手話に対する理解が十分ではない」、「手話やろう者に対する正しい理解を広めていく」といった文言を加えようとするものでございます。 次に、その下の「普段の買物や通院といった日常生活から災害時などのあらゆる場面まで」の部分ですが、こちらは市で協議した内容を反映したもので、ろう者の皆様が生活していくうえで様々な場面で手話を使える環境をめざしていくということから、前文に加えようとするものです。 次に、その下の行の「すべての人」につきましては、前文と第1条、第3条に「すべての人」、「すべての市民」、「誰もが」といった同じような意味合いで違う表現になっていたものを統一しようとするものでございます。続きまして第6条は、事業者の役割についても、第5条の市民の役割の規定と同様に、「市が推進する施策に協力するよう努める」ことについて改めて規定いたしました。 次に第7条は、情報保障についての規定を新たに第8条に規定することから、前回の部会での資料から号数が減っております。 次に第8条は、前回の部会でのご協議を踏まえて市で協議しました結果、「情報保障」に係る規定を新たに条建ていたしまして、第1項で手話を用いた情報発信、第2項で災害時の情報提供、第3項で市が主催するイベントでの手話通訳者等の配置について規定しようとするものでございます。 次に第9条は、意見の聴取について新たに規定するもので、施策を推進す

審 議 経 過

	<p>るうえで、当事者の方々からご意見をお伺いしようとするものでございます。</p> <p>最後に付則ですが、こちらは、手話言語条例を制定して終わりにするのではなく、市として今後必要な見直しを行いながら、手話施策を推進していくために、見直し規定を追加するものでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
部会長	はい、ありがとうございました。新しく加わったものには、下線が引いてあるということです。では、前文の部分でご質問はありますか。
部会員	前文の川西市としてやらないといけない点について、下から4行目、内容を見ると手話を広めるとなっているが、単に手話を広めるというだけでなく、ろう者への理解を広めるといような文言をいれていただけないでしょうか。
部会長	加える内容をもう一度教えてください。
部会員	手話だけを広めるのではなく、ろう者への理解も含めて欲しいです。手話だけを進めるのではなく、ろう者への理解も同時に進めていくことが必要と思います。
部会長	上段に、ろう者への理解も記載されていますが。
部会員	この前文は4段に分かれているという認識です。1段落目は手話は言語であるということ、2段落目はこれまでの歴史と現状、3段落目はろう者の願いについて、そして4段落目が川西市として取り組む内容という風に理解しています。行政が取り組む内容として、4段落目にろう者への理解促進を入れて頂いた方が良いと思いますが、いかがでしょうか。
事務局	前半は、手話に対する理解、後半については、手話を広めるとともに、ろう者への正しい理解を広めていくという意図で、下線部を追加していますので、部会員のおっしゃっている内容に該当するのではないかと考えています。
部会長	3段目に手話やろう者に対する正しい理解を広めていくとともに、と記載があるが、4段目にも同様の文言を使った方が良いというご意見ですか。
部会員	4段目に川西市として、何を取り組んでいくのかという文章なので、手話だけを進めていくのかと考えてしまうので、3段目とつながっているならこのままでも良いが私としては4段目に盛り込んでいった方が良いのではと思いました。
部会長	他の方々は、この点についてどうでしょうか？
部会員	ろう者が先にきて、手話への理解並びにというところに入れて頂けると、理解なさるのではないかと思います。
部会長	3段目に書いているが、4段目にろう者に対する理解というのを入れている

審 議 経 過

部会員	ただいた方が良いということですか。
事務局	そうです。 4 段目ですが、手話及びろう者への理解として、手話とろう者、どちらを先にするかは検討しますが、加えさせていただきます。
部会長	よろしいでしょうか。
部会員	いいと思います。
事務局	手話は言語である、というところを中心としている。ろう者に関しては第 5 条、第 6 条で謳わせていただいている。まずは、手話の理解、他の条でろう者の理解について言及させていただいています。ただ、委員ご指摘については、よくわかりますので検討委します。
部会長	ろう者への理解は、後の条文で細かく規定しているということでした。事務局の方で案を検討していただくということでよろしいでしょうか。
事務局	手話言語条例ですので、ろう者への理解や、環境を整えていくことは その中で手話を使っているのは、ろう者の受け継いだ文化ですから、手話だけを広めるわけではなく、施策としてろう者への理解を進めていく。
事務局	先ほどの説明で納得していただけるのであれば、このまま、主語を手話のままとさせていただきたい。また、ご納得いただけないのであれば、事務局で文言を検討させていただきたい。
部会員	一番大切なのは、前文なので、ここにはっきりと載せた方が良いと思います。修正するかはお任せします。
部会長	4 段目にろう者への理解をどのように載せるのか、事務局の方で検討いただければと思います。3 ページの第 1 条について、ご意見、ご質問等あればお願いします。いかがでしょうか。
部会員	先ほど、前文でもろう者への理解を入れて欲しいと言いましたが、目的にも同内容を入れて欲しいです。
事務局	先ほどの回答と同様ですが、手話言語条例なので、手話が目的、主語となってきます。ろう者への正しい理解を広めていくというのは、少しそぐわないのかなと、思います。
部会員	手話やろう者の理解、色々ありますが、ろう者への理解がなければ、手話への理解も広まらないと思います。ろう者への理解があったうえで、手話への理解が広まります。ろう者への理解を入れていただきたいのは、手話に対してだけの理解だけでも仕方ないと思います。絶対入れて欲しいです。
部会長	他の部会員の方は何かご意見ありますか。色々意見を出し合いながら、それぞれの意見が変化していくこともありますので、率直な感想でも結構です。

審 議 経 過

	<p>他市の条例をみていると、ろう者への理解という文言を入れていない市もあります。ろう者への理解をしなければ、手話を学ぶ意味がないというわけではないと思います。手話を学びながら、そこをだんだん理解していくというプロセスもあると思いますので、入れなくていいというわけではないですが、必ずしも文言を入れないといけないのかということに関してはまだ。</p>
部会員	<p>基本的なことは、川西市が決めるということです。ちゃんとした姿勢を市として示して欲しいです。きちんとやはり、ろう者は文字というか日本語を重視しますので、そのあたりの市としての姿勢が消えてしまわないような文章にして欲しいと思います。</p>
部会員	<p>他の市でも入っている市、入っていない市があるので、難しい。市の方に決めてもらった方がいいのではないかと。</p>
部会員	<p>入れている自治体の条例でも、タイトルは同じになるのでしょうか。部会員の意見も、事務局の意見も分かりますので、その違いはあるのでしょうか。</p>
部会長	<p>例えば加東市手話言語条例、三田市みんなの手話言語条例、芦屋市心がつながる手話言語条例、伊丹市手話言語条例、尼崎市手話言語条例、明石市は手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例というので、ろう者だけでなく、様々な障がい者の方も含めた長い文章になっている。</p>
部会員	<p>入れても違和感はありませんか。</p>
部会長	<p>例えばろう者とろう者以外の者が共生することができる地域社会の実現といった言葉を使っているところもあります。どこの市も練られて作られているので、大いに参考にすればいいかと思います。尼崎市では、目的のところ、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及の促進に関しという言葉が入っています。他の市では、入っているところは少なく、川西市と同様になっています。事務局ではそのあたりいかがですか。</p>
部会員	<p>部会員がおっしゃったとおり。意見交換会でも川西市としての条例を作りたいという意見がありましたので、納得できる文言であればいいです。</p>
部会長	<p>ここで結論を出すというのは難しいと思いますので、ろう者としての希望はお伝えしたと思います。入らなかつたら市としてやる気がないというわけでもないと思います。</p>
部会員 事務局	<p>それでは、第2条から5条で何かありますでしょうか。 第5条の利用の促進とはどういうイメージでしょうか。 前文にも書いてある、全ての人が、手話ができようにめざしていく、市民も手話の習得をめざしていく、手話の利用が図られているようなイメージ</p>

審 議 経 過

部会員	です。施策的にどういったことができるかは、今後検討していきたいです。よくわかりました。
部会長	それでは、6条については、よろしいですか。それでは第7条に進みます。
部会員	7条の2市民、と記載されているが、ターゲットを絞られないか、病院、警察、消防、事業者といった踏み込んだ形にできないか。ある程度具体的にできないか。
部会長	細かいところに関しては、第10条に付帯条項がありますが、ここである程度限定して記載した方がいいのか、ご意見はありますか。
部会員	絞る必要はないのかな、と思います。2条から5条がすべてと加筆されているので、限定されると矛盾してしまう。警察や病院、消防という公務員的なところは、市の取組というところになるし、事業者についても10条でいう別に規定すれば良いのではないかと思います。
部会長	ありがとうございます。手話サークルとかメンバーお方が見られて、意見があった、ということですね。
部会員	そうです。
部会長	今手話に関わっている方は、条例ができて、変わることへの期待と希望が出ることも然りとは思いますが、事務局としてはいかがですか。
事務局	あまり具体的に書いてしまうと、限られたところだけでいいのか、となってしまう。第9条で当事者のみなさんと施策を検討していきますので、事務局としては、限定するような形にはしないほうがいいのではと思います。
部会長	手話言語条例への期待として、市の方にも伝わるのではないのでしょうか。それでは8条についてです。
部会員	情報保障についての内容ですので、良いと思います。7条の2項、3項に併せて情報保障を施策推進の下に入れるというのはどうでしょうか。7条の項目に入れるのはどうでしょうか。
事務局	前回の素案のときに、7条の3号に情報保障という項目を規定していたが、情報保障については、特に推し進めないといけないということで、あえて条建てしました。それだけ力を入れていくという市の姿勢ですので、ご理解いただきたいと思います。
部会員	分かりました。説明よく理解できました。情報保障に対する意見を聴取する場所はあるのでしょうか。
事務局	それに対して、第9条の意見の聴取で、情報保障に対する意見も聞くことになります。
部会員	ありがとうございます。意見なのですが、ろう者への手話通訳や頸腕の問題にもなりますので、市長の会見などには、設置通訳者だけでなく、通訳をつけてほしいです。

審 議 経 過

部会員	9条、10条についてですが、条例ができた後の検討体制はどうなっていますか。3年以内に見直すとなっているが、3年過ぎたらそれで終わりなのかと思います。3年毎とかにできないか。また、予算措置に対する明記もして欲しいです。さらに、委員の選定、選出については、ろう者と手話通訳者といったメンバーを明記して欲しいです。
事務局	協議会の件ですが、本部会も施策推進協議会の専門部会として立ち上げています。この部会を手話施策について検討する専門部会としてそのまま移行できればと考えています。また、見直し規定ですが、毎年、専門部会の中で見直しや議論していただくと考えています。なお、予算については、まずどういった事業を行うか、という点を明らかにする必要があります。事業によって予算を確保していく構図となっています。
部会員	見直しは3年となっていますが、その根拠は、また、継続的、永続的にできないのか、一回限りなのか。
事務局 部会員	3年は、基本的に障がい者計画、国全体の障がい者施策に合わせていく。福祉計画に合わせていくといった記載をすれば、計画ごとに見直ししていくことになるのではないかと。
事務局	3年以内としているが、ご指摘のとおり曖昧であるため、文言を改めたいと思います。 また、9条の意見の聴取については、7条の施策をどのように進めていくのか、実施状況、具体的なやっていることを見直していく、付則のところは、条例全体を見直していく、ということです。
部会長	意見の聴取について、他市の条例でこのように記載しているところもあれば、そうでないところもある。
部会員 部会長	意見の聴取と推進会議の設置というのは同等と考えていいのでしょうか。推進会議という名前を付けるのかどうかという違いですね。 意見の聴取については、条例に基づいて行われていることなので、教育や警察など色々な方が関わり幅広くなると思います。
部会員	9条で意見聴取とありますが、3年以内、もし1年でここを変えて欲しいというような意見があった場合に見直すのか、3年待つのか。
部会長	条例そのものを変える話し合いなのか、意見の聴取はこの条例をもとにもっとこんなことができるのではないかとかそういうことになり別ですので、どうなのでしょうね。
部会員	障害者差別解消法ができて、電話で相談することがあったと思う。条例ができたあとに、ろう者が市に対してどのように相談したらいいのか。ろう者にトラブルがあった際に、どのように相談したらいいのか。
事務局	施策推進協議会で、合理的配慮や相談についても対応しています。県にも

審 議 経 過

部会長	<p>差別解消についての相談窓口があります。相談の内容については、窓口が異なる可能性がある。協議会には弁護士さんや人権擁護の委員さんも参加しています。今後、様々な手話に関する施策をすすめるなかで、みなさんと相談して進めていければと思います。</p> <p>この条例を作って、あれができていない、これができていないというのではなく、手話言語条例が制定されて、前にすすめていかないといけない。これができていないから、こんな風に予算をつけて、学校でこんなことをできないか、という検討部会に色々なことで市民の意見を聞く窓口や、サークルである程度意見をまとめて、事業者の方は手話を学ぶ方法についてだとかそういう会にしていかないと前に進まない。</p>
部会員	<p>意見聴取のメンバー構成について、ざっくり書かないといけないのではないかと。また、条例が施行されて、メンバーは施策を精査するのか、条例を改正するのか、どちらなのでしょうかと。</p>
事務局	<p>部会長がおっしゃったとおり、第9条では施策の実施状況や、どういう見直しが必要なのか、施策の中身を聞いていただいて、見直しを考えていただく。第7条の施策の推進に反映していく部会を考えています。</p>
部会員	<p>定義付けについて、条例について明記した方が良いのではないかと。</p>
事務局	<p>部会については、規則や要綱といった、下位の例規で定めたいと思います。</p>
部会員	<p>第8条で納得できないところが3つあります。差別解消法で義務化されていることが当たり前の部分なので、文章にする必要があるのか。努めるものとする、というのはできない場合があるのかと。思ってしまう。</p>
事務局	<p>差別解消法について、市は義務となっています。義務ですが、可能な範囲となっていると思います。本条例では、手話に特化していますので、手話について取り出して書いています。市民に対してははっきりしたものとして示しています。合理的配慮は障がいのある方全てに対してなので、今回取り出して書いています。</p>
部会員	<p>あえて当たり前のことを記載する意味があるのか、個人的な意見として述べさせていただきます。</p>
部会長	<p>当たり前のことをわざわざ書くのか、という意見ももっともですが、当たり前という認識が、全員にあるわけではないので、改めて市の姿勢を示していると思います。市の方でこういった意見があるということで検討いただければと思います。</p>
事務局	<p>それでは、今後のスケジュールについて説明してください。</p> <p>当初は来年1月1日の施行としていましたが、コロナ関係で遅れているため、4月1日施行としています。この後は、議員協議会、パブリックコメントを行い、パブリックコメントで出た意見を踏まえて、修正します。</p>

審 議 経 過

部会長 事務局	<p>施策推進協議会でも、部会での協議内容を報告させていただきます。</p> <p>第10条の詳細については、ここはどういう流れになりますか。</p> <p>条例の施行後、施策を推進していきます。市で要綱を作成し、メンバーを検討のうえ進めていきます。事業においては、要領や規則を定めていきますので市長が別に定めるとなっています。</p>
部会員 事務局	<p>第9条の意見の聴取について、施策推進協議会と同等のものでよろしいでしょうか。</p> <p>市では部会として検討しているため、同等ということではありませんが、この部会のメンバーをお呼びして、色々な意見をお聴きします。</p>
部会員 事務局	<p>それでは、そのように書き換えることができないのでしょうか。</p> <p>そうすると、部会のメンバー以外から聞けなくなってしまうので、色々な方の意見を聴きたいと思い、このような記載にしています。</p>
部会長 事務局	<p>具体的なイメージがわからないから、不安があるのでしょうか。</p> <p>検討部会の中で、あわせて意見交換会もさせていただいているので、意見を伺いながら進めています。例えば、手話サポーター制度を作るなら、部会で意見を聴くのか、それ以外の方から意見を聴くのか、全体として意見を聴取する形をつくっていく。</p>
事務局	<p>今本部会で条例を作ってもらっていますが、意見の聴取の場として、本部会のメンバーにお願いしたいと考えています。細かい内容については、第10条に基づき、規則や要綱で定めます。現状、条例が定まっていますが、そういった形で進めていきたいです。</p>
部会員	<p>確認したいのですが、この部会が終わったあと、障がい者者施策推協議会のメンバーは行政だけですか。メンバー構成をお聞きしたいです。パブリックコメントが終わったあと、私たちこの部会のメンバーは内容に関与できないのでしょうか。</p>
事務局	<p>まず、障害者施策推進協議会のメンバーについては、学識経験者、弁護士、障がい者団体の代表者、市議会議員、当事者、福祉事業所の管理者、相談支援事業所、人権擁護の担当者、社会福祉協議会が入っています。</p>
部会員	<p>ろう者はいますか。ろう者がいないところで、当事者がいないところは問題ではないでしょうか。</p>
事務局	<p>障害者施策推進協議会にはろう者はいません。ですので、今回部会を設置させていただきました。</p>
部会員	<p>意見です。お答えは求めていません。言語条例の推進について、ろう者なしでは難しいのではないのでしょうか。行政職員も人事異動があります。要綱に基づいて会議していただければと思います。</p>
部会長	<p>障害者施策推進協議会に出されて、大きく変更があるというわけではない</p>

審 議 経 過

事務局	<p>ですよね。がらっと変わるということではなく、市としては報告する義務があるので報告するという。その後パブリックコメントがあって、何か大きく変えた方が良くということがあった場合はどうですか。</p> <p>パブリックコメントを踏まえて、絶対修正する必要があるれば、協議させていただきます。時間も限られているので、部会の開催が難しいかもしれませんが、部会長と協議することもあるかもしれません。その際は、みなさまにも報告します。</p>
部会長	<p>どうしても皆さんの意見を聞きたいという場合は、メールなり、何らかの方法でご意見を聞きたいと思います。小さな変更であれば、一任いただきたいです。パブリックコメントは出してみないと分かりません。</p>
部会員	<p>パブリックコメントは公開されますか。</p>
事務局	<p>公開されます。コメントそのものの公開は、すぐに見られませんが、コメントを締め切ってから議員協議会にかけ、その後に公開となりますので、かなり後になります。</p>
部会員	<p>今日がラストとなりますか。</p>
事務局	<p>基本的にはそうです。今後、必要に応じて、ということになります。</p>
部会員	<p>当初のスケジュールでは意見交換会以外に4回開催となっているが、</p>
事務局	<p>コロナ禍もあり、後ろ倒しとなっており、スケジュール通りにいかなかったところもある。</p>
部会長	<p>施行にむけた検討部会なので、今日で終わりとなる。施行後、意見の聴取ということで、お声がかかるというところ。</p>
部会員	<p>今、派遣の縛りが結構あります。公立の小中学校で人工内耳の子どもへの支援や、企業の研修に派遣できない等の制約があるので、その辺は緩和できるようによろしくお願いします。</p>
事務局	<p>市ですべて対応できるのかどうか、事業者が対応するべきところもあります。皆さんの意見は受け止めていますが、一つずつ進めていきたいです。</p>
部会員	<p>時間もオーバーしていますが、コロナの影響で後ろ倒しになりますが、予算はもう決まっていると思います。4月1日以降に推進協議会で検討しても遅いのではないのか。</p>
事務局	<p>市としても実施計画に基づいて、予算措置を行いますので、例えば普及については先に来年度予算を検討しているところです。</p>
部会長	<p>予算を獲得していくというのは、戦いのようなものだと思います。条例が絵にかいたモチにならないよう、具体的に手話の理解が広まっていくよう、進めていきたいです。市民のみなさんも具体的に意見を寄せていただくということも大切かと思います。最後にご意見があれば。</p>
部会員	<p>パブリックコメントについてですが、自身も手話講座であるとか施策につ</p>

審 議 経 過

事務局	いての意見を出してよろしいですか。
部会員	基本的に条例についての意見をいただくことになるので、施策についてのコメントは、単に意見を伺うという形になります。
事務局	こういった施策をやって欲しいという意見を出す場としては、違うということでしょうか。
部会員	今回のパブリックコメントは、条例の案に対するものです。施策については、9条の意見聴取でお願いしたいです。
部会長	わかりました。大切な点なので、確認させていただきました。ありがとうございます。
部会長	それでは今回の検討部会を終了させていただきます。皆様お忙しい中、集まっただいて、厚い意見を交わしていただきご苦労様でした。とにかくこの条例が制定されて具体的にしたいことを、またこの部会のメンバーで集まって話しできるのであれば、また積極的に参加していただければと思います。どうもありがとうございました。